

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 道路の区域変更【建設局道路部管理課】

2

◇ 公 告

- 特定調達契約の相手方の決定【デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課】

3

北九州市告示第 394 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 4 年 9 月 30 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
3086	猿喰 9 号線 2 号線	前	門司区大字猿喰 1 1 6 8 番 1 地先から 門司区大字猿喰 1 1 3 9 番 3 地先まで	25.0 ～ 45.0	119.8
		後	門司区大字猿喰 1 1 6 8 番 1 地先から 門司区大字猿喰 1 1 3 9 番 3 地先まで	25.0 ～ 35.0	119.8

北九州市公告第 6 7 1 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 4 年 9 月 3 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 特定役務の名称及び数量

システム基盤追加整備に伴う団体内統合宛名システム対応業務 一式

2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課

北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号

3 契約の相手方を決定した日

令和 4 年 8 月 2 5 日

4 契約の相手方の名称及び住所

富士通 J a p a n 株式会社北九州支店

北九州市小倉北区室町一丁目 1 番 1 号

5 契約金額

4, 9 4 9 万 2, 5 7 5 円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

政令第 1 1 条第 1 項第 2 号に該当するため